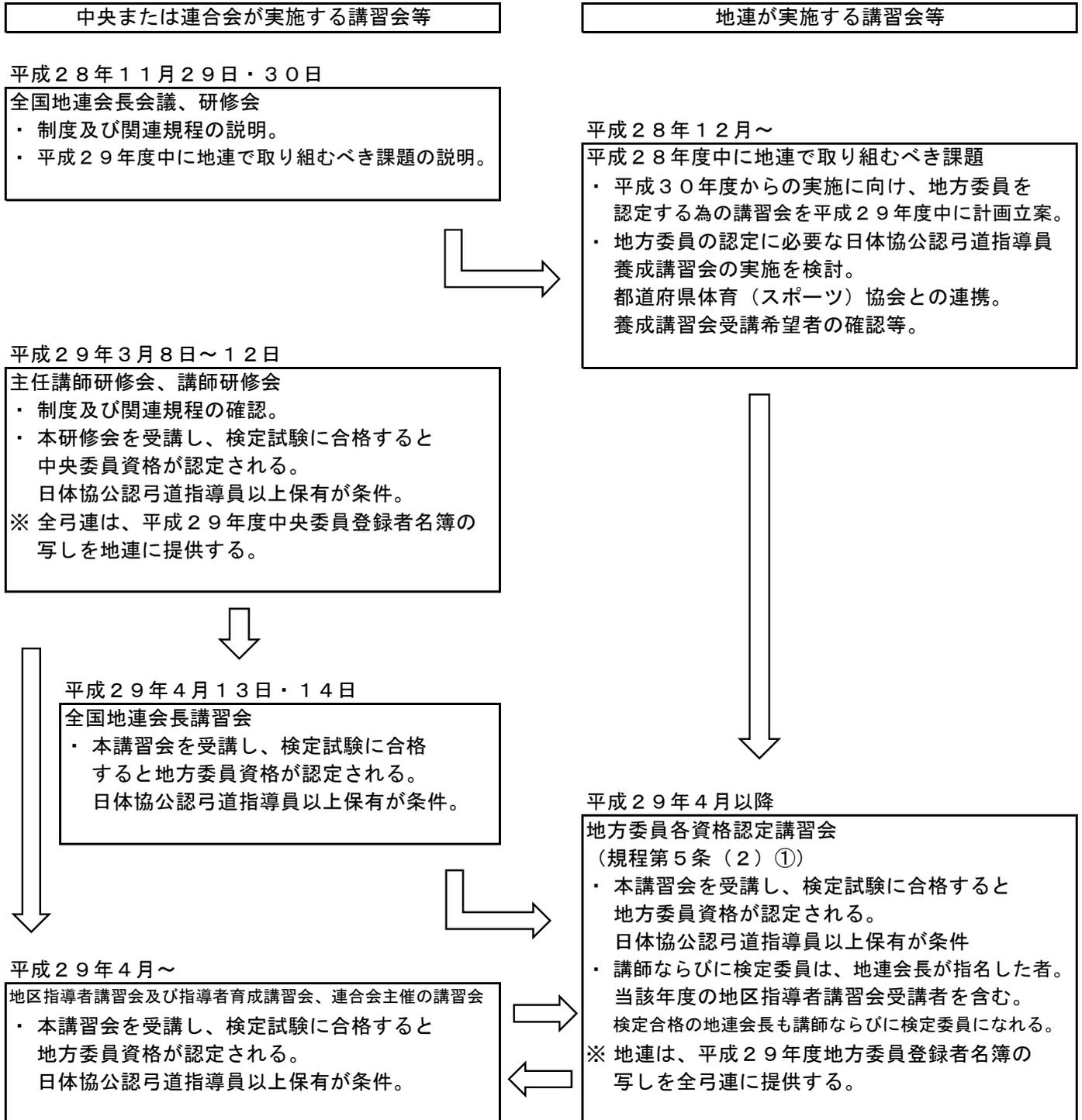


公認資格制度 発足期の関連図

【基本用語】中央委員：すべての審査委員、審判委員、講師を担当できる。

地方委員：連合会及び地連での審査委員、審判委員、講師を担当できる。



※ 全弓連から新年度開始前に、日体協公認弓道指導員、上級指導員、コーチ資格者名簿を地連に送付するので、地方委員各資格認定講習会受講者の資格の有無を確認すること。

【参考】審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程第6条の
具体的な講習項目及び検定試験項目

公認資格は講習会（講義及び実習）を受講し、検定試験に合格した者に与える。

	講義	実習・検定試験
審査委員	① 審査関係規程等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査規程の理解 ・ 審査規程内規の理解 ・ 審査統一基準の理解 	② 公平・公正な審査能力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬審査会を実施して適格を判断（検討会） 又は、実際の審査会にて検討会を行い 適格を判断する。 ・ テーマの論文提出
審判委員	① 競技関係規則等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弓道競技規則の理解 ・ 弓道競技運営要領の理解 	② 公平・公正な審判能力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬競技会で実習又は実際の競技会で実習 ・ 競技に関する検定試験（○×式のテスト）
講師	① 関係規程規則等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会規程の理解 ・ 年度指導方針の理解 	② 指導力 <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマの論文提出 ・ 相互研修等による指導実習
共通内容	① 救急救命処置及び安全・事故防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止の徹底についての確認 ・ アンチ・ドーピング規程の理解 ② 法令順守の認識 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規程の理解 ・ 倫理に関するガイドラインの認識 ・ 懲戒規程の理解 ・ 矢羽の使用に関する準則の理解 	

公認資格認定規程における制度開始当初の対応

	年度	年	月	記事
体制整備段階	28	28	11	28年度地連会長会議において周知
		29	3	28年度全弓連主任講師研修会・講師研修会 (指導方針研修・地区指導者講習会等講師養成)
	29	29	4～6	29年度地区指導者講習会・公認委員認定講習会 (地方委員認定の講師養成)
30		3	29年度伝達講習会・公認委員認定講習会 ⇒ ①公認資格認定 (地方委員養成) 29年度全弓連主任講師研修会・講師研修会 30年度地方委員の任命・委嘱	
施行段階	30	30	4～6	30年度地区指導者講習会・公認委員認定講習会
		31	3	30年度伝達講習会・公認委員認定・更新講習会 ⇒ ②公認資格認定 ①期間短縮者の更新
	31	31	4～6	31年度地区指導者講習会・公認委員認定講習会
		32	3	31年度伝達講習会・公認委員認定・更新講習会 ⇒ ③公認資格認定 ①②期間短縮者の更新
	32	32	4～6	32年度地区指導者講習会・公認委員認定講習会
		33	3	32年度伝達講習会・公認委員認定・更新講習会 ⇒ ④公認資格認定 ①更新 ②③期間短縮者の更新
	33	33	4～6	32年度全弓連主任講師研修会・講師研修会 33年度地方委員の任命・委嘱 年度末①有効期間終期
		34	3	33年度地区指導者講習会・公認委員認定講習会 33年度伝達講習会・公認委員認定・更新講習会 ⇒ ⑤公認資格認定 ②更新 ①③④期間短縮者の更新
	34	34	4～6	34年度地区指導者講習会・公認委員認定講習会
		35	3	34年度伝達講習会・公認委員認定・更新講習会 ⇒ ⑥公認資格認定 ③更新 ①②④⑤期間短縮者の更新
	35	35	4～6	34年度全弓連主任講師研修会・講師研修会 35年度地方委員の任命・委嘱 年度末③有効期間終期
		36	3	35年度地区指導者講習会・公認委員認定講習会 35年度伝達講習会・公認委員認定・更新講習会 ⇒ ⑦公認資格認定 ①④更新 ②③⑤⑥期間短縮者の更新
				35年度全弓連主任講師研修会・講師研修会 36年度地方委員の任命・委嘱 年度末①④有効期間終期

以下略

上表について

- 1 上表は伝達講習会を認定講習会及び更新講習会として実施する場合の例である。
- 2 平成30年度に公認委員を確保して制度をスタートするためには、29年度中に①公認資格者の認定を終えておく必要があるため準備段階の29年度の認定者を①(第1回目)とした。
- 3 ①認定者が有効期間である3年目の年度末までに更新する場合は、32年度の更新講習を受講することになり、更新の有効期間は35年度末となる。以後繰り返す。
- 4 矢印は、29年度認定者で、3年目に更新する場合の動きのみを表示した。

**【審査委員・審判委員・講師】
公認資格認定制度**

資料集

公益財団法人全日本弓道連盟

公認資格認定制度について

公益財団法人 全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）は平成25年4月4日開催の臨時評議員会において承認された「改革大綱」によって、基本的事業（昇段審査・各種講習会・各種競技大会）を公平・公正に運営するため、審査会、指導講習会・研修会、競技会を、公認資格を有する委員により正しい運営が行なえるよう、制度化することにしました。

なお、制定した規程類は平成28年6月2日第1回理事会において承認決定され、同年6月23日開催の定時評議員会に提示しております。

この制度の名称を「審査委員・審判委員・講師 公認資格認定制度」と称し、要点は以下のとおりです。

《要点》

- ・ 公認資格の区分は中央委員と地方委員の二区分とする。
- ・ 全弓連の公認資格は日本体育協会の認定する「公認スポーツ弓道指導者」等とリンク（連結）することとした。
- ・ 資格の保有期間は有効期限付きとして更新出来ることとした。
- ・ 資格の認定機関は、中央委員は全弓連とし、地方委員は各地連とする。
- ・ 認定方法は「公認資格認定講習会」とし、各種講習会・研修会の日程内に組み込み進める。
- ・ 日本体育協会の資格（指導員・上級指導員・コーチ）は日本体育協会が認定する。
- ・ 公認資格保有者の管理は別に定める「名簿」による。
- ・ 制度の施行

 施行の周知と準備・体制整備期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

 施行日 平成30年4月1日

<その他>

平成30年度の各種事業で公認資格が必要な部署の要員は、この制度により「名簿」に登録された認定委員が行うこととする。

上記の要点を別紙の「審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程の概要」に示す。

— 資料一覧 —

1. 制度の説明

- 1) 審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程の概要 資料No.1 P 1
- 2) 登録者名簿（中央・地方） 資料No.2 P 2・3

2. 規程

- 1) 審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程 資料No.3 P 4～8

3. 諸規定等

1) 審査委員関係

- ・審査規程・審査規程内規 資料No.4 P 9～31
- ・審査統一基準 資料No.5 P 32

2) 審判委員

- ・弓道競技規則 資料No.6 P 33～50
- ・弓道競技運営要領 資料No.7 P 51～72

3) 講師

- ・講習会規程 資料No.8 P 73・74
- ・平成29年度指導方針 資料No.9 P 75～77

4. 関連資料

- 1) 公認資格認定講習会実施要項（日程表含む）・事前課題書式例 資料No.10 P 78～85
- 2) 安全に関する資料 資料No.11 P 86～107
- 3) 倫理に関する資料 資料No.12 P 108～123
- 4) アンチドーピングに関する資料 資料No.13 P 124～127
- 5) 矢羽の使用に関する準則 資料No.14 P 128～134

審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程の概要

資料No. 1

	中央委員資格			地方委員資格		
委員区分	審査委員	審判委員	講師	審査委員	審判委員	講師
担当範囲	全ての審査会	全ての競技会	全ての講習会	連合、地方審査会 (例外有り:注1)	連合会、地連大会 (例外有り:注2)	連合会、地連講習会 (例外有り:注3)
対象者	教士八段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	教士八段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	教士八段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	称号受有者で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	五段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	称号受有者で 日体協公認弓道指 導者資格保有者
年齢	原則満80歳まで			年齢制限なし		
全弓連監事の 兼職禁止	投票権のある 審査委員不可	採点・投票権のある 審判委員不可	役職による制限なし	役職による制限なし		
資格認定講習会 資格更新講習会	主任講師研修会、講師研修会を充てる			地連主管委員認定講習会、 地区指導者講習会、指導者育成講習会、伝達講習会		
講習項目 試験項目	審査委員 : ①審査関係規程等 ②公平・公正な審査能力					
	審判委員 : ①競技関係規則等 ②公平・公正な審判能力					
	講師 : ①関係規程・規則等 ②指導力					
	共通内容 : ①救急救命処置及び安全・事故防止 ②法令順守の認識					
資格有効期間 及び更新	有効期間1年			有効期間3年		
名簿の登録・管理	全弓連			地連		

(注1) ただし、会長から委嘱があるときは、五段以下の審査を行う中央審査会の審査委員を担当できる。

(注2) ただし、会長から委嘱があるときは、国民体育大会、全日本勤労者弓道選手権大会等、全弓連主催大会の審判委員を担当できる。

(注3) ただし、会長から委嘱があるときは、全弓連主催中央講習会の補助講師を担当できる。

平成29年度地方委員登録者名簿

資料No. 2 - 2

公益財団法人全日本弓道連盟
都道府県 弓道連盟

※当該年度地方委員資格認定講習会における公認資格認定者を記載する。

※資格有効期間3年。認定又は更新から3年目の年度末まで。継続される場合は更新後3年間。

例示は、29年6月に認定、有効期間は32年度末。計画された更新講習が32年5月の場合。

番号 年度-番号	氏名	会員ID	認定条件			認定資格			有効期間・更新記録			記事 (施行時年齢、 停止、復活等)
			称号	段位	日体協公認 指導者資格	審査 委員	審判 委員	講師	有効期間 (初年度認定から3年)	更新後有効期間	日体協有効期限	
(記載例)												
29-001	弓道 花子	〇〇〇〇〇〇〇	教士	七段	指導員	○	○	○	H29.6~H33.3.31	H32.6~H36.3.31	H34.9.30	56歳
29-002	弓道 太郎	〇〇〇〇〇〇〇	教士	七段	指導員	○	○	○	H29.6~H33.3.31	H32.6~H36.3.31	免除	70歳

H30年度(初年度)のための資格を、H29年度中に取得しておく必要があるため、各地連で早急に対応して来年度の計画を立ててください。

資格を継続するには、H32年度中に必要な講習を受け、検定に合格しておく必要がある。H33.6更新の場合は、H33.4~5の期間は無資格となる

日体協公認資格が失効すれば、有効期間内であっても資格を失うので、注意すること。施行年度のH30.4時点で70歳以上の場合は免除される。

※記事欄の「施行時年齢」は、平成30年4月1日現在の年齢とする。

※この名簿は平成29年度3月(平成30年3月)までに全弓連へ提出すること。

審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程

第1章 総則

(趣旨・用語の定義)

- 第1条 審査規程第14条及び弓道競技規則第6条の定める各公認資格、並びに講習会規程第6条の定める登録者に関する各制度（以下一括して「公認資格制度」と総称することがある）について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程において、中央審査委員、中央審判委員、中央講師を「中央委員」と言い、地方審査委員、地方審判委員、地方講師を「地方委員」という。
- 3 本規程において、日体協公認弓道指導者資格とは、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度3<指導者の種類と役割>(2)競技別指導者」の定める弓道指導員、弓道上級指導員及び弓道コーチのいずれかに当るものをいう。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下全弓連という）及び加盟団体（以下地連という）のほか加盟団体地域連合会（以下連合会という）の審査委員・審判委員・講師に適用する。

第2章 公認資格

(資格の区分、担当範囲、対象者及び制限事項)

- 第3条 各資格の区分、担当範囲、対象者及び制限事項は、以下のとおりとする。

(1) 審査委員（審査委員長を含む）

① 中央審査委員

- ア すべての審査会（中央審査会、外国審査会、連合審査会、地方審査会）の審査委員を担当できる。
- イ 教士八段以上（日体協公認弓道指導者資格を保有していること。）
- ウ 年齢は、原則として満80歳までとする。
- エ 全弓連の監事は、投票権のある審査委員を務めることはできない。

② 地方審査委員

- ア 連合審査会及び地方審査会の審査委員を担当できる。
ただし、会長から委嘱があるときは、五段以下の審査を行う中央審査会の審査委員を担当できる。
- イ 称号受有者（日体協公認弓道指導者資格を保有していること。）
- ウ 年齢及び役職による制限はしない。

(2) 審判委員

① 中央審判委員（審判委員長を含む）

- ア すべての競技会の審判委員を担当できる。
- イ 教士八段以上（日体協公認弓道指導者資格を保有していること。）
- ウ 年齢は、原則として満 80 歳までとする。
- エ 全弓連の監事は、採点や投票権のある審判委員を務めることはできない。

② 地方審判委員

- ア 連合会大会及び地方大会の審判委員を担当できる。
ただし、会長から委嘱のある時は、国民体育大会、全日本勤労者弓道選手権大会等、全弓連主催大会の審判委員を担当できる。
- イ 五段以上（日体協公認弓道指導者資格を保有していること）
ただし、有資格者を確保できない場合は、弓道競技規則等を熟知した有段者とすることができる。（日体協公認弓道指導者資格を保有していること。）
- ウ 年齢及び役職による制限はしない。
ただし、審判委員長・採点審判委員については、称号受有者とする。

(3) 講師

① 中央講師

- ア 全弓連が主催する中央講習会の講師を務めるほか、すべての講習会の講師を担当できる。
- イ 教士八段以上（日体協公認弓道指導者資格を保有していること。）
- ウ 年齢は、原則として満 80 歳までとする。
- エ 役職による制限はしない。

② 地方講師

- ア 連合会及び地連が主催する講習会の講師を担当できる。
ただし、会長から委嘱のある時は、全弓連主催中央講習会の補助講師を担当できる。
- イ 称号受有者（日体協公認弓道指導者の資格を保有していること。）
- ウ 年齢及び役職による制限はしない。

(資格の認定・登録)

第 4 条 公認資格は第 3 章に定める資格認定講習会を受講し、検定試験に合格した者に与える。

- 2 前項合格者は、公認資格登録者名簿（以下登録者名簿という）に登録する。
- 3 公認資格の有効期間及び更新については第 4 章に定める。

第3章 資格認定講習会

(講習会の開催)

第5条 資格認定講習会は、以下のとおりとする。

(1) 中央委員各資格認定講習会

全弓連が毎年度実施する主任講師研修会及び講師研修会を以てこれに充てる。

(2) 地方委員各資格認定講習会

① 地連が、委員資格ごとに個別の講習会を必要に応じ毎年度1回以上開催することを原則とする。

② 前号に係わらず、地区指導者講習会、指導者育成講習会、伝達講習会、その他地連または連合会が実施する講習会を以てこれに充てることができる。この場合、講習会の名称及び実施要項にその旨明記することとする。

(講習項目及び検定試験項目)

第6条 各講習会における講習項目及び試験項目は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

- ① 審査関係規程等
- ② 公平・公正な審査能力

(2) 審判委員

- ① 競技関係規則等
- ② 公平・公正な審判能力

(3) 講師

- ① 関係規程・規則等
- ② 指導力

(4) 共通内容

- ① 救急救命処置及び安全・事故防止
- ② 法令順守の認識

2 講習の形式は講義及び実習、検定試験の形式は筆記及び実技とする。

3 中央委員資格と地方委員資格の講習項目及び検定試験項目は同一とするが、内容の深浅については資格種別に対応したものとする。

(資格検定委員)

第7条 各資格認定講習会の講師となり資格検定を行う検定委員は、以下のとおりとする。

(1) 中央委員資格認定講習会については、会長が指名した者。

(2) 地方委員資格認定講習会については、地連会長が指名した者。なお、当該年度の地区指導者講習会受講者を含むものとする。

第4章 資格の有効期間及び更新

(資格の有効期間及び更新)

第8条 資格の有効期間及び更新は以下のとおりとする。

- (1) 中央委員資格の有効期間は原則として1年とし、更新のための講習会を受講して試験に合格することにより、さらに1年間更新することができる。その後も同様とする。
- (2) 地方委員資格の有効期間は3年とし、更新のための講習会を受講して試験に合格することにより、さらに3年間更新することができる。その後も同様とする。
- 2 前項(1)の更新のための講習会に関する事項については第5条(1)及び第6条を準用し、前項(2)の講習会に関する事項については、第5条(2)及び第6条を準用する。
- 3 資格認定講習会を更新のための講習会と見なすことができる。
- 4 更新のための講習会を年度を繰り上げて受講し、資格を更新した場合の有効期間は、その受講から3年間とする。
- 5 更新のための講習会の受講者について、職務の遂行が困難と判定される場合は更新しないことができる。

(資格喪失・復活)

第9条 有効期間終了時点で前条の受講が行われない場合は、資格を喪失し、名簿から削除される。

- 2 資格喪失後、新たに認定講習を受講し、検定試験に合格した者は有資格者となることができる。

(資格停止・解除)

第10条 有効期間途中で新たに兼職を禁じる役職に就いた場合は、その時点で資格を停止するものとする。

- 2 兼職を禁じる役職を退任した場合、資格停止は解除し、残りの有効期間中は資格を有する。なお、資格停止中の期間は有効期間に含まれるものとする。この間の事情は名簿に記録する。

(登録・管理)

第11条 登録者名簿の登録及び管理は以下のとおりとする。

- (1) 中央委員資格は、全弓連が登録、管理し、地連に写しを提供する。
- (2) 地方委員資格は、地連が登録、管理し登録者名簿の写しを全弓連に提供する。

- 附則
- 1 日体協公認弓道指導者資格の保有については、本規程施行日において満 70 歳以上の者は免除する。
 - 2 日体協公認弓道指導者資格の取得については、会長の承認を得て平成 32 年度末日まで猶予することができる。
 - 3 この規程は平成 28 年 6 月 2 日制定、平成 29 年度に体制を整え、平成 30 年度から施行する。
 - 4 平成 28 年 11 月 29 日一部修正